虚偽の労働時間データに基づく「働き方改革」一括法案の撤回を要求する声明

1 調査対象の2割強の2492事業所分の労働時間データを削除

厚生労働省は、2018年5月15日、「働き方改革」一括法案の根拠とした「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」について、調査対象とした全1万1575事業所のうち、全体の21.53%にのぼる2492事業所分の労働時間データを削除したと発表した。安倍内閣は、「裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短い」との労働時間データのねつ造が発覚し、また、「同じ労働者の残業時間が1日よりも1か月の方が短い」などの異常値が多数発見されたことから、今年3月、一括法案から企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大案を削除し、裁量労働制で働く労働者に関する1526事業所分全部の労働時間データを撤回していた。厚生労働省は、今回、一般労働者に関する1万0049事業所のうち、9.6%に相当する966事業所分の労働時間データについて、「1日の残業時間が24時間を超える」などの異常値が発見されたとして、前記の1526事業所分に加えて966事業所分、合計2492事業所分の労働時間データを削除した。

2 削除されていない事業所にも存在する膨大な虚偽の労働時間データ

(1) 立法の基礎を欠く高度プロフェッショナル制度

前記の削除された2割強の2492事業所分の労働時間データを含む「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」は、「今後の労働時間法制の在り方について」を議題とする2013年10月30日の第104回労働政策審議会労働条件分科会に提出され、高度プロフェッショナル制度の審議資料にされている。この点からすれば、高度プロフェッショナル制度を含む一括法案は、誤った労働時間データに基づいて策定された法案であり、立法の基礎を欠き、そもそも国会提出自体が許されない。

(2) 膨大な虚偽の労働時間データの存在

削除された、一般労働者に関する1万0049事業所の9.6%に相当する966事業所全部に、異常値を含む虚偽の労働時間データが存在することは明白である。削除された、裁量労働制で働く労働者に関する1526事業所のうち、異常値を含む虚偽の労働時間データが存在する事業所の数は必ずしも明らかでない。

しかし、虚偽の労働時間データが存在する事業所の数は、1万1575事業所の1~2割程度にとどまるものではない。厚生労働省の担当者は、多数の異常値が発生した原因として、「調査を行った労働基準監督官にとって、調査に用いた調査票や記入方法がわかりにくい面があった」、「データ集計時のチェエク態勢が不十分だった」などと説明している。また、調査を担当した労働基準監督官の「時間が十分にとれず、ずさんな調査になってしまった」との発言もある。これらの説明や発言からすれば、削除されていない8割弱の9083事業所の調査結果の中にも、異常値とまでは言えない、事実と異なる虚偽の労働時間データが膨大に存在すると解さざるを得ない。

(3) ただちに「働き方改革」一括法案の撤回を!!

虚偽の労働時間データに基づく法案提出や国会審議の強行は、国民主権と議会制民主主義を踏みにじる暴挙であり、とうてい許されない。

自由法曹団は、安倍内閣に対し、虚偽の労働時間データに基づく、高度プロフェッショナル制度を含む「働き方改革」一括法案をただちに撤回し、労働者の生命と健康を守る罰則付きの残業時間の上限規制等について、労働政策審議会の審議からやりなおすことを強く要求する。

2018年5月17日 自由法曹団 団長船尾徹